

第 2 回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 会議録要旨

開催日時	平成 24 年 3 月 5 日（月）午前 10 時～11 時 30 分
開催場所	泉佐野市役所 4 階 庁議室
案件	(1) 第 2 次男女共同参画推進計画について (2) 今後の予定 (3) その他
委員出席者	神藤会長 立山副会長 松浪委員 藤里委員 中村委員 田中委員 射手矢委員 右馬野委員 東谷委員 宇都宮委員 中西委員 山中委員 小笠原委員 藤原委員
事務局出席者 (人権推進課)	勘六野人権推進担当理事 孝口課長 辻課長代理 南主幹
傍聴人数	1 人

1 開会

2 会長挨拶

○議事

【会 長】 それではレジメの 3 にうつらせていただきまして事務局のほうからご提案いただきますのでお気づきになりました点がございましたらどうかご遠慮なく出していただけたらと思いますのでよろしくお願ひします。

【事務局】 （資料に基づき説明。策定にかかる経過、策定部会について説明。）

【会 長】 ただいま事務局から説明ありましたが何か質問はございませんか。

【委 員】 パブリックコメントの方の年齢層は？

【事務局】 男性の方がお二方 60 代。あとは年齢不明です。

【委 員】 年齢によるかもしれないけれども、例えば、4 ページの体験学習。これについては結構今やられてますよね。そういった現状をたぶん知ったうえでパブリックコメントがあったと思うんですけども、そこらの辺はわかりませんね。どこまで理解されて、確認されてるとか、というのは。

【事務局】 パブリックコメントにつきましては、個々にご質問にお答えするようになっていません。これは受付のほうでご意見を置いて帰られたということでしたので、その方がどこまで確認されてるか、追って質問できておりません。

【委員】 改善していくのはいいことですけどね。

【会長】 学校や地域によりまして体験活動の取り組みがやっぱり格差あると思うんですね。そこらあたりコメントを書かれた方が属する小学校中学校での取り組み、あるいはそのことについてどの程度把握されているかによってもかわってくる。一般的にとらえてそのことについての取り組みが学校教育の中でも位置付けて取り組むことが大事だと思います。そういうことで、一般的な受け止め方しかできない。

【委員】 25 ページに基本理念が 1 から 7 まであるんですけども、これでは、泉佐野として特別入れてるといふ、そういうのはなかったのですか。というのは、男女共同参画社会に向けた方針というのは出されている中で、泉佐野として、例えば差別撤廃条例もそうですけれどね、泉佐野としてこの条例ということを出してるといふんですけど、そういう意味でね、泉佐野のいわゆる男女共同参画の理念でないのか。

【事務局】 基本理念の一番上にお示ししましたように、一人ひとりの人権の尊重というところで、生涯にわたって、男女にかかわらず不利益を被ることのないようにということを考慮して、ここの部分では個人としての尊厳を重んじられることをとということに撤廃条例も含んだ上で書いたつもりです。またあらゆる暴力が根絶されることを、ということに先ほどからも申し上げていますようにDV防止等について入れさせていただいております。まずは命のことをとということを入れさせていただいております。

【会長】 基本理念の第一番に、その人権尊重の観点からというのが一番の重視しているところです。よろしいでしょうか。ほか、はいどうぞ。

【委員】 19 ページの世界・国・大阪府・泉佐野市のこれまでの動きを見て感じたんですけども、これについてどこの国が一番すすんでいるのか。先進国はアメリカやと昔からおぼろげながらきいてたんですけども、こういうのはどこが先進国になっているのか。それからこういう動きといふんですか、参考文献ですか、もし勉強するとすれば、日本国内の例えば日本でも九州と関西では非常に男女のその意識のあれがあると思うんですけ

れども。必ずしもそれが平等であるとかそういうことだけじゃなしに役割分担というような形でその地方で皆認めているというか、それによって幸せに暮らしていると、そういう側面もあると思うんですね。九州は男尊というか一見そういう風に思えても実際はそうじゃないと、女性が全部うまく家の中で治めていると、いうふうなのがあると思うんですけど。ちょっと話が余談になりましたが、そういう参考文献とかそれから、こういうことに対して施行している法令とかそういうふうな参考になるようなことが、もしひょっとしたら載ってるんかもしれませんけれどもあれば、具体的に勉強のプラスになると思うんで教えてもらえたらなと思います。

【会 長】 参考文献ですか。

【委 員】 これはどういうところを参考にしたという文献があれば。それと法令ですね、施行している法令。いまいじめとかあいう問題に至ってもうダメだとわかっているのに去年は最高でしたよね。だからダメだとわかっているのにやると。だから法令ではどういう風に位置付けているだろうか。どういう法令が参考になるかとかね。それと先ほど言った先進国はどこなのか。いろいろ福祉のほうでしたらね、いろいろデンマークとかあの辺が非常にリードしてるんじゃないか。いきすぎもあるかもしれませんがやはりそれは理想に近い姿でね、すべてが正しいとは言えませんがそういうふうな先進国というのはそれなりの立派な法令があるかと思えます。以上でございます。

【会 長】 どこに指標をおくかというふうなことにもよるんですけども。先進国という観点ですね、どんな点から見たときにどうなんかということもあるんですけども、そこらあたり事務局で。

【事務局】 日本の女性は世界の中でということもあるんですけども、男女格差についてですよね。日本は主に教育の分野と健康の分野では男女の比率はそんなに悪くはない、格差はございません。ただ先ほどの就労の関係もございましたように経済格差があります。そこから次世代に貧困を引き継いでしまうということもありますので世界の国、例えばフィンランド、ノルウェー、フランス等デンマークも含めまして、北欧や西洋の国に比べましてかなり劣っております。近くの韓国と比べましても、いまジェンダー比率のほうは日本が負けております。韓国のほうが積極的に女性を登用して、またDV対策も日本でしたら2週間の一時保護期間ですけども先方は7か月の一時保護期間がありますので、自立支援にむけて十分な期間を設けております。国を挙げて対策を講じておられますので、そういった

点から日本の女性の地位はなかなか向上しづらいというところがあります。やはり子育てと経済的な面と 2 点から引き金になっていると思います。あと、参考文献につきましては今回は資料として、1 ページの目次の方に、共同参画社会基本法をはじめ差別撤廃に関する条約、それからワークライフバランス憲章、それからDV防止法等、4 点を載せさせていただいておりますが、ここに部落差別撤廃条例も最終的には含めて資料としてまとめさせていただきます。もし参考文献等が必要でしたら、いずみさの女性センターで備えておりますのでいつでもご覧頂けたらと思います。

【委員】 日本ではどこがすすんでるんですか。福井県ですか。

【事務局】 住みやすいところですかね。鳥取県が何かあったら鳥取県ということで新聞には載っておりますけれども。

【委員】 さきほど言われたように福祉と雇用の、そういう面ですすんでいるのは鳥取県ですか。

【事務局】 ただ感覚的なデータの取り方というのもありますので、その時々によっても。

【委員】 当然ありますね。

【会長】 ほかにございませんか。

【委員】 いままだ中途なんではっきり言えない。なぜかと言うと、例えたら子どもに関する虐待、あるいは食育について特に重点的なことを思っているんですけども、DHAというんですか、そういう青魚からの栄養あるいは緑黄色野菜そういうビタミンC等についてのいろんなものが重なってやっぱりからだの脳に行くんじゃないか、そういうことについてみんな個人差があって、個人差においてどういういろんな吸収をされるか、学習あるいはスポーツ等についてそういうふうなことを考えているんですけど、そのうちの何を食べたらそういうことがよくなるか、あるいはそういうふうに例えたら魚のうちでもDHA、それを取ろうと思ったら頭の目の部分がいいあるいは肌の部分がいいとか、いろんなことについてみんなそういうことを家庭にいかにか活かしそれ以外についてもサプリメントについてはどういうサプリメントが一番効果的かということについていろんなことを考えているんですけど、サプリメントについては保健所の許可がおりているのか、いろんなことがあると思うので、はっきりした答えがでてない

ですけれども、皆さんのこの場において法律においてあるいはそういうことをちょっとでもやはりその生徒がそういうキレルとかいろいろなことがおこらないようにするにはどうしたらいいか。そういうときの食べ物において、肉系を食べた場合には怒りやすいとか、いろいろなことがおこると思うのでそういうことがおこらないことをいかにつくっていくか。あるいはそういうお医者さんのサプリメントのうちの何がいいかそういうふうなことをね。できるだけみんながいい方向に進んでほしいと思っています。一点はそうやけれども最終的には何かといいますとやはり雇用問題につながっていく。いかにみんなが雇用を受けられるかあるいは自分で創作、自分で作り出した職業をしていくかというのをすごく考えております。そのうちの一点についてはインスピレーションとかそういったことについてね、すごい考えるんですけれどもそのことはある一つの山をこえるとかいろいろな方法によってなるので、日常的にいろいろなことが学校の中で行われております。その生徒一人ひとりにおいてこの子ご飯食べて来てないな、また食べて来てるけど、何食べてきたのか、よう肥えすぎてるな、いろいろなことが考えられるけれども、いかにこう全体をいかにいい職業につけるかあるいはそういうことにするためには自分でいかに発揮できるいい状態にしていってその環境あるいは親あるいはそういう社会からのそういう目的を達成してあげられるようにしてあげたいなと、自分ではできてないんですけれども提案させていただきます。

【会長】 食育、教育というあたりにしぼっての提案だったと思います。計画のあたりで健康関係については基本方針の 6 のあたりで出てるんですけど、そこらのあたりも含めて、事務局から。

【事務局】 委員さんがおっしゃっておられましたように、食育等、生活リズムですよ。食べるものだけでなく生活環境、親御さんの環境がその子どもさんの環境に影響するかと思えますけれども、そういうことがありましてもよりよい状態に持って行けて、それが食べたものがしっかり吸収されてその子の個性なり能力を発揮できますようにうちのプランのほうでもご指摘いただきました。基本理念の 25 ページのところ個人としての能力や個性を発揮できる機会をとということに入れさしてもらってます。あと、健全なというたら申し訳ないんですが健康な体と気持ちがあればまた前向きに改善できていって、生活なりまた本人さんの能力を高めていけるような訓練も受けれると思えますので、まずは、委員さんおっしゃられましたように健康ですね。それにつきましては基本理念の 5 番目です。互いの、生涯にわたる健康への配慮で、幼少期だけでなく妊娠、出産等におきましても、子どもたちの健康管理、安全配慮が整ったうえで臨めるように妊婦健

診も含めて市としてできることをしていきたいと思っております。

【会 長】 ほかにございませんか。特になければ次。

【事務局】 総括といたしまして、会長のほうからもしくは副会長のほうからよろしく願います。

【会 長】 今日ご提示さしていただきましたプランをもとに、男女共同参画推進会議にお諮りしたいと思います。特に全体通じて今お気づきの点が、これだけはあるのがありましたら出していただきたいと思うんですけれども。

【委 員】 先ほどからお聞きしておりますと、学校教育の場であるということが非常によくできてきたんですね。そういう風な意味でこの最終案が決定した段階、あるいはその進捗状況によってということになると思うんですけれども、例えば校園長会で、こういうふうなかたちになっておりますというふうなことを示していただいたら、また学校での推進に役立つのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

【委 員】 男と女の関係ですんでね、このテーマが。女性というか女というか、そういう母子家庭も含めて言葉の中であって、両性的になんか手伝いをしているような部分のさきほど言われたような文献というたいそうなものじゃないけれども、なんかメモ帳みたいなのがあって、そして参考にして、行政はもっと理解もしてもらい利用もしてもらおうといった形にしていたら。ぼくも詳しくわからないけれど行政の中で、各課で母子家庭用のものとか高齢者用のものとか、いろんな水道の基本料であるとかあるいは健康保険であるとか自動車の税金の免除であるとか、いろいろと行政の中であるので、そういうのがあったら、行政ともっとひつついて困ったときに相談にも来やすいなあとかいうような。もう母子家庭になって子ども抱えて仕事せんなん、保育所はいっぱいでとってくれへん、いろいろとあるけれども、行政の何かを利用できたらどっかへとひつついてきてくれて民生委員のどこへ行ってくれる人もあるやろし、いろんなことがあるんで、身近ななんかそんなしおりみたいなものがあつたらいいなというように感じました。

【会 長】 そのあたりの、役所からの市民向けの情報をどう届けていくか、きめ細かい情報をどう届けるかという、役所からの市民サービスといいますか。日常的には今きかしてもらおう中で案外市報なんかで出たりしてるかな

と思ったりもするんですけれども、そこらあたりそれぞれの担当課がそれぞれやってるみたいなようなこともあったり、実は地域の隅にちょっとおかれているとか、そんな感じもするんですけれども、どうでしょうかね。

【事務局】 資料の 52 ページをご覧くださいませでしょうか。基本課題の 2 で、ひとり親家庭への支援とその下の基本課題 3、総合相談機能の充実というところでうちの方では考えております。母子家庭さんへの支援、ひとり親家庭への配慮というのは、主に児童福祉課、4 月以降は子育て支援課になりますが、そちらの方の家庭児童相談員もしくは母子自立支援員のほうが担当をしております。相談事業連絡会議という泉佐野市の連携機関がございますので、この基本課題 3 にありますように各部門が連携してなるべくそういう状態のかたがおられるんだということを早期に相談としてうけとめ次にコーディネートしていくようにはしております。あと冊子につきましては各部局に、保健センター・子育て支援課のほうに若干置いてますので、市民様向けに直接お配りしている全戸配布のようなものは市報とか、ホームページのスタイルをとりますが冊子については窓口、それからお手洗い等必要に応じて、例えば女性の相談をうけますよというところで啓発をさせていただいております。また今後それに向けて指標をつくりしっかりとカバーをしていきたいと思っております。

【委員】 なんでこんなことをあえて言うたかということ、役所はレベルが高い。お腹のすいてる子にパンのはしくれを割ってあげといてやらんとね、会席料理を作っといて、役所で、食べ方も知らんような人は寄ってきてくれへん。もう少し我々、もっときめの細かい、なんかこうこころやすいそんなんがほしいなとそういう意味で言わしてもろたんです。

【事務局】 保健センターと家庭児童相談員とが連携しまして、こんにちは赤ちゃん事業も実施されます。虐待を未然に防ぐための事業も実施されますので、そういったときに必要な情報をお示しできる資料等はお渡しさせていただきます。

【委員】 前からもどっかで言わしてもらったと思うんですけれど、バラバラでいつも連絡会議でもそうなんですが、いろんなところの担当課が出てきて、うちはこうです、うちはこうですと出てきて、会議はするけれども、それを今言われたみたいに困ってる人にこういうときに困ったらここに行きなさいよと、一つのものであって、電話番号があってこういう時にはここにいきなさいよと、一つのもので連携できたものがあればもっと便利やろうという話やと思うんですね。それがいつも連絡会議でもそうですけれ

ども、バラバラでは言うけれどもそれがどこの施設か知らないでは困るといことですね。それがちゃんと連携とれて困っている人を助けるためにはどうしたらいいんだろうと一目でわかるような何か、そういうものを市やったら市全体でやっていかないとうまいこと連携をもって進んでいくということにはなっていないということだと思います。

【事務局】 どうですかね。子育てに関して。ちょっと私は男女共同参画のことしかやってないので十分にご回答できてないんですけど。

【委員】 予防接種を子ども全部にしてるかしてないかの率というのはどんなもんですか。例えばの話ですよ。中学校 3 年生になってしないといけない予防接種ありますね。何でしたかね。

【事務局】 はしかですかね。

【委員】 小さいときに子どもがやってなくて、薬を、排泄で出して、お父さんがおむつをかえるときに、子どもからお父さんにうつったという病気とかね。それはやっぱり小さい時からの、お母さんが忙しそうでお父さんもそうだけれどどっちかというとお母さんのほうが7割8割も子育ての関係があるんでよう知っていると。そういうことがあるとかね。

【事務局】 保健センターと子育て支援課。

【委員】 わからないけれども、例えばの話してるからね。具体的にぼくもデータ持ってないで。持ってないけれどもたまたまいろいろなことできてきて、いい計画ができそうやなと思ったから細かいことも入れといてほしいなあと思ったからあえて言わせてもらった。母子家庭は全体の日本でも泉佐野でもいいけれどもどのくらいの経済的に劣っているんかとかね、そしたら行政はどんな手伝いをしたらいいのかとかね、出てくるんじゃないかなと。

【事務局】 49 ページに、相対的な貧困率、全国のデータですけど。

【委員】 だからそういうときに行政はどれだけ手伝いしてるのかなというのを。

【会長】 市民が本当に必要とする、要望に応えられるような相談の窓口というか、きめ細かく行き届いた窓口も必要でしょうし、市民のみなさんがそ

の窓口に行かないとどうにもならないということではなしに、市民の手元にきめ細かい情報が届く、逆にそういうことがむしろ重視されるべきではないかというご意見だと思うんですけども。

【事務局】 情報提供という意見が一番多いかと思えますけれども、その情報をお母さんが一番活用できるかがカギになると思えますので、まずご相談をとということで、例えば離婚の問題と違ってても経済的な問題、親権の問題とか複合する課題があるかと思えますので、そこを相談の場で肩の荷をおろしていただくような相談体制をとっておりますので、紙の情報のみならず体制的には十分頑張っていくつもりでおります。

【会 長】 いまさっき事務局から説明があった子育て支援課が 4 月からですか。そこらあたりちょっとふれてもろたら。

【事務局】 今までの児童福祉課が教育委員会との接点も多いということで1階から3階のほうになります。4月からそういう体制です。

【会 長】 今の人権推進課のところへ？

【事務局】 建築のところですよ。

【会 長】 あのあたりに子育て支援課が設置されるそうです。皆さんもご相談がありましたらご利用いただけたらと思います。他にございませんか。そうしたらあとですね、今後の予定ということで事務局。

【事務局】 皆さん長時間ありがとうございました。本日いただきましたご意見のわかりやすい冊子作り、男女共同参画の視点をしっかり含めて次世代につなげていけるように反映していこうと思います。今後の日程でございますが、3月20日すぎに男女共同参画推進会議にこの案をお諮りさせていただきます。4月以降概要版をとりまとめて広報ということをさせていただきます。今後ともご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、今日予定しておりました審議内容については終わるわけですけども、他にぜひ聞きたいことなどありましたら。

【事務局】 差別事象の報告をさせていただきます。今年に入りまして電話による問い合わせが2件ありました。

(概要説明)

【会 長】 2件の話がありましたけれども。

【委 員】 最初の件なんですけれども、離婚されて、職場は泉佐野ということでしたので、こちらのほうに住む場所と、当然仕事しないといけないので保育所はないかということでしたよね。泉佐野市、行政が慎重に啓発していこうという姿勢、これは正しいかなと思うんです。というのは、いろんな問題抱えてこっちに来るということなんですけれども、これがややもすると、追求しすぎると、いわゆる虐待に発展しかねないということ、こういうことがあるかもわかりません。そういう意味では慎重に対応していただきたいと思いますし、取り組みしていく上でそういう方のケアをしていくという、そういうのが本当に大事やと思うんですよ。それで、その方が泉佐野市に来てよかった、いろんな面で住んで良かったと思えるような街にしていくことが我々のテーマでありますし、差別をなくしていく上での目標、というように思いました。

【会 長】 他にございませんか。それではどうも長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございます。これで審議会を終わらせていただきます。